

令和7年度高槻市(障害者総合支援法)障がい福祉サービス事業者等集団指導アンケート報告の集計結果について

令和7年度(障害者総合支援法)障がい福祉サービス事業者等集団指導実施後のアンケート報告の集計結果について、概要は次のとおりです。

令和7年度集団指導(講習会形式・インターネットWEB会議)実施日: 令和7年7月25日(金)

アンケート報告の概要

対象: 高槻市指定障がい福祉サービス事業者等(障害者総合支援法)

対象事業所数: 288

※区分を設けず、同一事業所名の事業所を1事業所としてカウントすると、対象事業所数は212事業所

アンケート実施期間: 令和7年7月25日～令和7年8月8日

アンケート実施・集計: 高槻市福祉指導課 障がい福祉事業チーム

| | | |
|-----|-----|--|
| 回答数 | 189 | ※1人が複数事業所の回答、1事業所で複数名回答をしていることがあるため、回答数と事業所数は一致しない |
|-----|-----|--|

| | | |
|----------|--------|---------------|
| 集団指導への出席 | | |
| 回答 | 会場への出席 | インターネット会議での出席 |
| 回答数 | 16 | 173 |

※出席率はほぼ100%でした

| | | | | |
|---------|-------|-----------|-------------|----------|
| 集団指導の理解 | | | | |
| 回答 | 理解できた | おおむね理解できた | あまり理解できなかった | 理解できなかった |
| 回答数 | 68 | 116 | 5 | 0 |

| | | | | | | | | | |
|------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|--|
| 質問項目 | サービス管理責任者の数 | | | | | | | | |
| 回答 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 0人(サービス管理責任者の配置が必要だができていない)を選択した1件は、訪問系サービス事業所が誤って入力したものです |
| 回答数 | 83 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 90 |

| | | | | | |
|----------------|--------------------|--------------------|--|------------------------|---|
| サービス管理責任者の研修要件 | | | | | |
| 回答 | サービス管理責任者の更新研修を修了済 | サービス管理責任者の実践研修を修了済 | サービス管理責任者の更新研修及び実践研修をどちらも修了していないが基礎研修は | サービス管理責任者の研修要件を満たしていない | ※「サービス管理責任者の研修要件を満たしていない」を選択した11件は、みなし配置の事業所及び訪問系サービス事業所等が誤って入力したものです |
| 回答数 | 73 | 35 | 3 | 11 | |

| | |
|--------|---|
| 質問項目 | 虐待防止のための取り組み 事業所では、従業者による虐待を防止するため、どのようなことを行っていますか |
| 回答(一部) | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回の虐待チェックリストの記入、振り返り共有。動画を見て感想を書いていた。利用者にも虐待について、いろんな場面で説明や虐待されていないか聞き取りを行っています。 ・3か月に1回、事例をもとに研修を行っている。事例は他府県も含み、全国でどのような事例があるのか、年度ごとの件数の増加などにも周知し、自事業所で起こり得そうな内容も検討している。 ・研修や事例検討を通して再確認を行っている。また、普段から職員同士で声を掛け合い、一人で背負わないように努めている。 ・利用者さんの支援を支援員同士で確認して話し合う。特に重度の利用者さんに対する自分の支援について虐待にならないか、客観的な視点で検討する。 ・ちょっとしたことを話すことが出来る、気軽に相談し合える風通しのよい職場づくりを目指している。 |

| | | | |
|------|---|-----|-----|
| 質問項目 | 身体拘束等の適正化 やむを得ず身体拘束等を行う際の手順を定め、記録用紙を用意していますか | | |
| 回答 | はい | いいえ | 対象外 |
| 回答数 | 147 | 14 | 19 |

※すでに義務化されています。身体拘束等の廃止・適正化の取組が適切に行われていない場合は、減算の対象です。

| | | |
|------|--|-----------|
| 質問項目 | 業務継続計画の取り組み 感染症や非常災害が発生した場合であっても、利用者に継続してサービスの提供を実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画(BCP)を作成していますか | |
| 回答 | はい | まだ作成していない |
| 回答数 | 183 | 6 |

※すでに義務化されています。業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合は、減算の対象です。

| | | |
|------|--|-----|
| 質問項目 | 事故防止の取組み 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめマニュアル等により定めていますか | |
| 回答 | はい | いいえ |
| 回答数 | 187 | 2 |

※万が一事故が発生した際でも速やかに対応できるよう、あらかじめ対応方法を想定しておいてください。

| | | | | |
|------|--|----------|---------|-----|
| 質問項目 | 研修の機会の確保 職員の新規採用時に、障がい者虐待防止、身体拘束等の適正化、感染症対策、非常災害対策、業務継続計画について、研修を実施していますか | | | |
| 回答 | 全て実施している | 一部実施している | 実施していない | その他 |
| 回答数 | 131 | 48 | 1 | 14 |

※良質なサービス提供のためには、職員研修が欠かせません。新規採用時の研修プログラムをあらかじめ作成するなど、「職員として知っておくべきこと」の伝達に遺漏がないようにご配慮ください。

| | |
|---------|---|
| 質問項目 | 集団指導で参考になった内容 |
| 回答 (一部) | <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月より開始される就労選択支援事業について、大変参考になりました。 ・労働基準監督署からの講話が、わかりやすく良かったと思います ・労働条件等について会社として対応して貰っている部分も多いため、より詳しく知ることが出来た。個々人に置き換えて気を付けるべきこと等、注意を払っていきたい。 ・障がい者防止法…施設等の取組における虐待防止の取組についての資料は、周知したい内容です。 ・職員が虐待を発見した時は通報義務があるという事を再認識した。相談場所がある事はありがたいです。働き方改革等わかりやすく説明して下さりありがたいです。 ・利用者が居なくなるとその後事故に至ったことについて、他の利用者の対応をしているときに別の利用者が居なくなることが考えられ、気をつけなければいけない事案だと痛感した。 ・「12 事故防止の取組み」の項目は、他事業であっても様々な例から事故の防止につなげることができる可能性があり、参考にさせていただきます ・障害福祉でも行方不明者が増えているという話に驚き、訪問でも移動支援や居宅でも注意のいる場合もあると考えさせられた。 ・自事業所での研修時に事例をもとに研修していたが、ヒヤリハットを活用することで検討内容の幅が広がるのが分かった。今後、研修の際に活用し、従業者の意識付けに活用したいと思う。 ・人員基準・運営基準・報酬算定の留意事項等についてが参考になりました。事業所を運営するにあたって必要な情報等が項目ごとにまとめられており、説明を受ける時に分りやすく助かりました。人員基準や運営基準など、定められた事項に気を付けながら日々の業務に当たれたらと思いました。 ・運営指導の内容や指摘事項等を詳細に教えて頂いたため、必要な書類や研修、また禁止事項についてなど新しく知ることもあり大変参考になりました。 ・毎年指定の取り消しの事例も聞き、適正に運営はしていますが、あたらめてしっかりと見直す機会になっております。 ・昨年、昼食代無料をうたって利用者確保している事業所が多く見受けられる中、今回の指導ではっきり「禁止」と断言されたので、今後は平等に選んでもらえる環境が整うのではと少し安心するとともに、より良いサービスの質が求められると感じました。 ・受給者証の取り扱い・申請勧奨、生活介護の利用時間についての例外規定、過誤申立の手順。 ・高槻障がい福祉サポートネットワーク地域生活支援拠点についての詳細が理解できました。 |

| | |
|---------|---|
| 質問項目 | 他事業所に紹介したい事業所の取組事例 |
| 回答 (一部) | <ul style="list-style-type: none"> ・インカムの活用。インカムの使用を始めて、職員間での情報伝達しやすくなった。報告、連絡等もすぐできるのでお勧めです。ただ、イヤホンの充電が一日持たないのがネックです。(生活介護) ・サービスで気になった事を、些細な事でもヒヤリハットで報告して共有、事故防止に努めています。 ・大阪北部地震の経験から、役職者やベテラン職員不在でも初期対応ができるよう、防災マニュアルをホワイトボードに貼り付けるフロー方式にしている。 ・朝の打合せ時に週1回きりまっと報告を行っています。利用者、職員の良かった取り組み等を報告し、職場の魅力を確認する場とし、そのことが人材定着につなげるようにしています。 ・『ほめちぎる就労支援』をブランディングしております。スタッフ全員が【ほめる達人！検定】を受講し、利用者さんの価値を発見し、強みをみつけ、褒める！褒められることで自信がつく、長所を伸ばし、更に成長する、就職に繋がる。怒られた記憶を上書きできるよう頑張ります。 ・所内の就労支援プログラムとして、手作りのワークサンプル(練習用軽作業)を250個用意して、それを利用者の方に提供して、ご本人は自己分析・自己理解を進めておられ、職員は多面的なアセスメントでストレスの把握や障害特性の理解に活かしています。 ・地域との連携で、コミュニティスクールに参画し、小学生に向けた福祉についての出張授業に参加するようになりました。ケースとしての連携を学校とするには、まだまだ課題はありそうです。(計画相談) ・昨年から軽度の障がいをお持ちの方でも通院は出来る限り、GHスタッフと一緒に同行するようにした。今まではデイクアなどの流れから単独で受診されていた方には特に変化がみられた。ご本人の前で担当医と症状を共有する事で、今までご自身が不安に思う内容を、少しずつ納得、解消へと向かえ、薬の調整もスムーズになりました。少しずつですが、日々の生活の質も向上しています。(GH) ・GHは一人仕事になる場面が多く、世話人一人一人の考え方や利用者対応の難しさや、疑問点があった時に他のスタッフとの意見交換や共有が難しい状況があるので、世話人間の連絡方法において日誌だけでなく世話人ノートを作り、活用しています。また、毎月世話人会議を実施して自ホームだけでなく、他のホームの利用者さんの状況も確認しながら意見交換を行うようにしています。 ・事業の垣根を越えた会議体を構築し、多角的な視点から、障害福祉サービスの現状と課題を捉えることで、閉鎖的な事業運営につながらないように取り組んでいる。 ・職員が昨年度ピアサポート研修に参加し、現在、ピアの視点から中・高校生対象にお話し会、相談会、先輩に聞いてみよう会を行っています。とても好評で、障がいを持っていても受験を頑張る。仕事をして稼ごう！運転免許取得する！など、利用者さんには前向きにな気持ちになって帰っていただいています。そういった姿を見て職員も元気づけられています。 ・地域に根差した事業所を目指しています。野菜販売や駄菓子やくじ引きをして、日々、小さいお子さんから、お年寄りまで幅広い年齢層の方たちとのふれあいを大切にしています。近所の老人デイサービスさんや子育て広場さんやお好み焼き屋さんとも合同で夏祭り&バザーをする予定です。(就B) ・小中学校の昼食時に出る牛乳パックを洗浄してリサイクルする。資源ごみのリサイクルをB型の事業として請負うことで、工賃の財源を確保し、教育における環境教育、障がい者理解への取り組みにも展開することを目指している。 ・「親なきあと」のことが心配なご家族だけが来所され、初回面談を行い、ご本人様は30年間ひきこもったままだったことが発覚。当初は自宅を訪問するも会うことはできなかったが、毎月1回の定期訪問を繰り返すことにより、ご本人と面談することができた。 |

| | |
|------------|---|
| 質問項目 | 他事業所に紹介したい事業所の取組事例 |
| 回答 (一部) | <ul style="list-style-type: none"> ・サンキューカードの取り組み。欠勤や仕事の交代が多い中、お休みをして代わって貰った方にカードで御礼をしあえるようにしている。自身の仕事への責任感と、助け合いながら仕事をする大切さを深めている。 ・ベテラン職員さんと管理者双方向で自分自身を客観的に見て忌憚のないコメントを伝える機会があります(この仕事の事、自身が向いているか、強みや苦手なところ)。素直に見つめ人間性を知る事で、少しでも互いの信頼関係の構築につながればと考えています。 ・介護職員には積極的に喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアの研修を受けてもらっており、ケアの質の向上を実現している。 ・事務作業は机に向かってコツコツしているが、パソコンが福祉用語や医療用語等適切な変換がされない時に、面白い変換があった時には、ほかの職員に知らせ、ちょっとした話題となり、息抜きとなる。にやりほっとし、次への力となる。 |

| | |
|------------|--|
| 質問項目 | 自由記載 |
| 回答 (一部) | <ul style="list-style-type: none"> ・資料等 ギリギリだったので もう少し余裕が欲しかったかなと思います。 ・ある程度の双方向形式の指導であれば、同日同時刻開催の意義は大いにあると思いますが、資料の説明や読み砕きですべてが行われるのであれば、動画視聴形式の形態でも同様の指導効果は十分得られるような気がしました。 ・質疑応答のない指導なら動画配信の形にするべき。配信内容の質も向上するし、視聴側は見直しもできる。参加の確認方法だけ工夫すれば配信・視聴側ともメリットしかないように思えるが。 ・資料に記載されていることを読んでいるような指導だったのでもっと具体的な内容を指導いただきたい。 ・大事で必要な項目ではあると思いますが、毎回同じ内容の説明があるので切り口を変える等の工夫が欲しいです。 ・受給者証申請窓口が福祉相談支援課と障がい福祉課に分かれたのは、利用者やその家族にとって分かりにくくなったのではないかと思います。 ・行政の役割は非常に重要だと思います。利用希望される方は、受給者証が発行されたことで自身が希望する支援がなんでもしてもらえと考える方が多いです。制度ルールに則った支援以外の部分があることを事業所から言われて初めて知る方も多いです。まず、最初の窓口になる行政からサービスの概要説明があるとは思いますができない事もあるということを詳細に伝えて頂きたいと思えます。 ・人材不足や環境的課題等、悩ましい状況が多々ありますが、利用者ニーズにお応えできるように事業所としても引き続き努力していきたいと考えていますので、引き続きご指導よろしく願いいたします。 |

※集団指導にご参加いただき、ありがとうございました。適正な運営にお役立ていただきますようお願いいたします。いただきましたご意見、ご感想は、今後の参考にさせていただきます。